

【1987年5月15日】身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
衆議院社会労働委員会

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院社会労働委員会
昭和六二年五月一五日

政府は、本法の施行に当たり、障害者の雇用の促進と安定を図るため、次の事項について、その実現に努力すべきである。

- 一 雇用率達成指導の強化に努め、障害者の雇用に消極的な企業については、企業名の公表制度の活用についても十分に検討すること。
- 二 特に重度の障害者の雇用の促進が図られるよう、今後とも、障害の種類・程度に応じた諸対策の充実強化に努めること。
- 三 障害者の雇用の安定を図るため、就職後の定着指導等のフォローアップに努めること。
- 四 公共職業安定所、障害者職業センター、障害者職業訓練校等における職業リハビリテーション体制の整備及びサービスの一層の充実強化を図ること。
- 五 マイクロエレクトロニクス等産業構造の変化に対応した障害者の職域開発の推進を図ること。
- 六 職業リハビリテーション関係業務、納付金関係業務等が的確に遂行されるよう日本障害者雇用促進協会を十分に指導すること。
- 七 精神薄弱者の雇用の促進等を図るための条件整備対策を引き続き推進するとともに、精神薄弱者等の雇用に関し調査研究に努めること。